

中世ヨーロッパにおける兄弟団の成立

——ハンブルグビール醸造職人兄弟団を実例として——

2002 年 1 月 16 日 黒木美恵胡

はじめに

中世ヨーロッパ社会において、重要な団体として兄弟団が挙げられる。兄弟団は都市に存在し、その中で行われる商品取引や手工業生産を統括し独占していた。兄弟団の勢力がおよぶ地域では、自由な商売が禁じられ、それに背く者は村八分にされた。兄弟団は他に、中世中期から次第に増大してきた農村からの労働者が都市に流入し、都市内で労働に従事することを禁じ、また、農村で造られた製品を都市で売ることも禁じた。つまり兄弟団は、都市内で保護主義的な政策を推し進めていたのである。

このように、中世ヨーロッパ社会に大きな影響力を持っていた兄弟団だが、その成立過程には様々な理論がある。その中で主要な説が、領主権理論（Hofrechtstheorie）と自由組合理論（Genossenschaftstheorie）である。領主権理論とは、中世初期の荘園において、荘園手工業者たちの組織していた作業組合（Werkverband）がツンフトの起源となったという理論である。もう 1 つの理論は、権力などに関係のない中世初期自由工業者の自由な結集（Innungen）が、後のツンフトになったというものである。

本稿では、ハンブルグビール醸造職人兄弟団から、兄弟団の成立過程における理論を考えていきたいと思う。なぜならば、ハンブルグビール醸造職人兄弟団は、他の兄弟団と比べて、わずか短期間で成立し、成長を遂げたからである。つまり、設立から発展の時間的間隔が短ければ短いほど、兄弟団の特徴を理解しやすいだろうと考えたからである。また、ハンブルグビール醸造職人兄弟団は、数ある兄弟団の中でも特異な性質を持っていて、その違いから、理論の説明を探ることができるかもしれないと思ったからである。そのためにはまず、兄弟団の概略を理解しなければならないであろう。

1. 兄弟団の種類とその特徴

兄弟団とは、都市内に存在する特定の理念や具体的な目的を達成するための集団である。兄弟団は、大きく聖職者の兄弟団と俗人の兄弟団とに分類することができる¹。聖職者の兄

¹ 阿部謹也「中世ハンブルグのビール醸造業と職人」『一橋論叢』83 - 3、1980 年、337 ページを参照。守護聖人の信仰は、通常、その聖人が死去した場所で奇跡が起こることへの

兄弟団とは、名前の通り、同じ教会や修道院に属している聖職者の集まりである。聖職者の兄弟団と俗人の兄弟団との区別はしにくい。なぜならば、俗人の兄弟団の中にも聖職者は存在したし、兄弟団ごとにある特定の守護聖人(例えば、聖母マリアなど)をもち、ツunft規約からも読み取れるように、彼らの共同規約の多くは教会や修道院に関わっているからである。聖職者の兄弟団と俗人の兄弟団の区別は、構成員である聖職者の役割から分かる。聖職者の兄弟団は、聖職者の長の指示により、構成員である聖職者たちが行動を起こす。一方、俗人の兄弟団に属している聖職者は、基本的にはかざりである。兄弟団としての仕事は、俗人の構成員たちが行い、そのための指示も俗人の構成員たちから選ばれた人が行う。聖職者の役割は、兄弟団の格上げのためであるといつてよい。つまり、より高位の聖職者が兄弟団に加わることによって、その兄弟団はより名誉がある団体へと位が上がっていくことになる。それゆえ、多くの兄弟団はこぞつて聖職者を構成員へ加えようとしたのである。

俗人の兄弟団は、構成員の職業と目的によって次の 3 つに分類することができる。同じ職業を営んでいる人々の兄弟団、いくつかの関連する職業を営んでいる人々からなる兄弟団、職業とはなんら関係がない兄弟団に分けることができる²。同じ職業を営んでいる人々の兄弟団には、パン屋や肉屋のように都市内で営業を営んでいる人たちの兄弟団や、Flandernfahrer、Englandfahrer、Schonenfahrer、Islandfahrer のように、その都市の余剰生産物を売りに外国へ商用旅行をし、そこでの生活を共にする商人の兄弟団のような、一般的に商人ギルドとよばれる兄弟団がある。都市内でこれらのギルドよりはるかに多い数を占めていたのが、手工業ツunftと呼ばれる兄弟団である。この兄弟団の構成員は、桶職人、鍛冶職人、盃職人、大工、馬車匠、家具職人、仕立工、左官工などであった。

一方、都市の中であっても、兄弟団をつくつてはいけなひ人々も存在した。それは、「賤民」とキリスト教社会秩序の外にいる人々、例えばユダヤ人、トルコ人、異教徒、ジプシー、ヴェンド人などであった。「賤民」とは、具体的に死刑執行人、獄丁、看守、墓掘り人、理髪師、皮剥ぎ師、羊飼ひ、粉挽き、亜麻布織工、楽師、奇術師、娼婦、乞食などのように、死体や犯罪、道楽に関わる仕事についている人々である（粉挽きや亜麻布織工が「賤民」であった理由は、当時の死刑の方法と関係がある）³。このような職業の人々が兄弟団を作ること、かたく禁じられていた。なぜなら、賤民は市民としてみなされていなかった

期待から生まれたものである。それゆえ、この信仰は初期においては、場所を限定した局地的な信仰形態であった。しかし、聖遺物が持ち運び可能になると、信仰も各地に広まっていふ。本稿で論じるハンブルグ市では、聖母マリアを市信仰としていたが、聖遺物を持たないマリア信仰は、他の守護聖人信仰とは異なる性質を持っていた。つまりマリア崇拝は、場所や物にとらわれないことによって旧来の宗教的性質を脱し、新しい人と人との結びつきを可能にさせたのである。

² 俗人の兄弟団の分類と特徴については、同上、338 ページを参照。

³ 阿部謹也『刑吏の社会史』中央公論社、1978 年、14 ページを参照。

たからである。中世ドイツの法典ザクセンシュピーゲル・ラント法によれば、賤民には3つの権利がなかったとされている。一、裁判能力を持たないこと、二、財産処分能力を持たないこと、三、生命、財産に対する権利を持たないこと、すなわち、法の保護をうばわれていること、である。つまり、賤民には都市市民としての権利が、全くなかったのである⁴。それゆえ、都市内にすんでいる賤民でさえ、市民とは認められず、市民と認められないがゆえに、兄弟団を作ることができなかったのである。このことは、どの地域の「ツunft規約」にも明記されている重要事項であった。

いくつかの関連する職業を営んでいる人々の兄弟団は、兄弟団の構成員を見ると理解しやすい。ハンブルグ市の聖ウルシュラ兄弟団は、商人、船乗り、小売商からなっている。また、同市の聖母マリア兄弟団は、漁師、小売商、行商人から構成されていた。彼らは職業上のつながりだけでなく、この兄弟団の構成員たちが病気になった時に収容されるヒオブ病院を維持するという社会的目的ももちあわせていた。この種の兄弟団の主な特徴は、職業上密接な関連を持ったさまざまな職種の人たちの集まりであるということである。すなわち、前述の商人ギルドや手工業ツunftのようにある一定の職業人の集まりではなく、商人や手工業者、その他のまったく異質な職業の人たちが共に兄弟団を作り上げているということである。

職業とはなんら関係がない兄弟団には、同一地域内に住む人々の兄弟団と、職業とは何ら関係がなく、宗教的な目的のための兄弟団(*fraternitas exulum*, *Elendenbruderschaft*)とがある⁵。同一地域内に住む人々の兄弟団とは、今でいう町内会のような日常生活における相互扶助的の性質をもっている。ハンブルグのエンヴォルト兄弟団には、パン屋、漁師、仕立屋、靴屋が加わっている。これらの職業の間には何ら関連がみられないことから、この兄弟団が、聖人エンヴォルトを守護聖人とした通り(*Strasse*)に面した同一地域内の集団だということがわかる。

宗教目的のための兄弟団とは、ハルフェステフェーデの修道院におけるヨハネス兄弟団のように、修道院の修道女のために生活に必要な品を供給することを目的としてつくられた兄弟団のことである。この兄弟団の構成員は、パン屋、仕立屋、小売商、桶屋、屠殺人、金細工師、漁師、靴屋、鍛冶屋、織工、それに市参事会員など、職業が異なる。最も興味深い点は、通常のツunft規約では兄弟団に入ることの許されていない「賤民」と呼ばれる職業の者が、市の中で高い地位にある市参事会員と同じ兄弟団に加わっているということである。しかし、兄弟団の中においても、賤民は賤民としての役割でしかなかった。つまり、修道女の生活において生じる賤民の仕事のみを行った。この兄弟団においても賤民への差別は明らかであったが、兄弟団の構成員と認められたということは、部分的にはあるが、賤民が都市市民として認められたということである。さらにこの種の兄弟団の例

⁴ 同上、13 ページを参照。

⁵ 阿部謹也「中世ドイツの *fraternitas exulum*」『一橋論叢』81 - 3、1979 年、368 ページ参照。

をもう1つ挙げてみれば、この兄弟団の特徴が理解しやすくなるだろう。

ハンブルグには少なくとも2つの Elendenbruderschaft があった。1つは聖霊病院(Heilig-Geist Hospital) にあり、もう1つは聖ゲルトルード小聖堂におかれていた。前者は13世紀前半、後者は15世紀前半に設立されたといわれている⁶。両者とも共通して言えるのは、職業的絆の結合体ではなく、「貧しき旅人」の世話をするために寄付や奉仕をするための兄弟団ということである。では、ここでいう「貧しき旅人」とはどのような人だったのだろうか。また、彼らを助けることによって、兄弟団の成員は何を得ようとしたのだろうか。

「貧しき旅人」とは、古ゲルマン時代の考えであり、「故郷(Heimat)にいるものは幸福であり、異国(Fremd)にいるものは不幸である」という思想からきているものと推測できる⁷。つまり、彼らは故郷を離れて旅をしている不幸な人々を助けることによって、自分たちの目標を達成しようとしたのである。その目標とは、中世の一般的な人々にとって最も求められていた天国における救い、つまり自己の肉体の再生である。それゆえ、この兄弟団が救済する「貧しき旅人」とは、神と教会に仕えるために旅に出ているものだけであった。主として巡礼と聖職者を対象としていた。

このように、Elendenbruderschaft は、個々の人間の彼岸における救済と現世的利益が法人格をもった組織の中で統一され、その運営がなされたという点で他の兄弟団とは異なった性質を持っている。しかし、この兄弟団は中世ヨーロッパ社会を理解する上で、重要かつ不可欠な共同体であることは確かである。

いずれの兄弟団にも共通して言えることは、「兄弟団規約」と呼ばれる共同規則が存在するという点である。その主な内容は、兄弟団加盟者の普段の生活から、冠婚葬祭、裁判方法、職業上の規定など広範囲に及ぶものである。この規約の根底には、古ゲルマンの思想が内在しているといわれている。例えば、タキトウスの『ゲルマーニア』によれば、「会議においては訴訟を起こすことも、生死の判決を促すことができる」、「小事には首長たちが、大事には部族の部民全体が審議に掌る」など、古ゲルマン社会においては民族の代表の合議制、あるいは部民参加の会議によって民族全体の重要事項を決議していた⁸。これと同じように、兄弟団規約には兄弟団構成員によって選ばれた代表たちによる合議制を求める文章がみられる。つまり、兄弟団規約はゲルマン社会の連続から発生したといえる。

また兄弟団規約は、キリスト教の影響も受けている。多くの兄弟団規約の中には、宗教的、相互扶助活動が記されている。例えば、兄弟団の会員は、死亡した仲間の葬儀・埋葬を行い、死者の来世における救いのためにミサを挙げて祈り、祭礼やプロセッション(宗教行列)において仲間団体としてのアイデンティティを表現し、また貧しい仲間や病気の仲間を援助する、という内容がある⁹。これらは極めてキリスト教的であり、兄弟団規約が

⁶ 同上、370 ページ参照。

⁷ 同上、373 ページ参照。

⁸ タキトウス『ゲルマーニア』岩波書店、1979年、65 ページ参照。

⁹ ヨーロッパ中世史研究会編『西洋中世資料集』東京大学出版会、2000年、336 ページ参

キリスト教の影響を受けているということは明白である。

これから述べていくハンブルグビール醸造職人兄弟団は、同じ職業を営む人々の兄弟団に分類される。しかし、ビール醸造職人兄弟団は、他の兄弟団と比べて極めて自発的な発生をする。それには、中世ヨーロッパにおけるビールの役割と、中世ヨーロッパの当時の情勢が関わっている。

2. 中世ハンブルグのビール醸造職人兄弟団

中世ヨーロッパ諸国にとって、ビールはワインと並んで重要な飲料であった。ビールは飲料としてだけでなく、カロリーや栄養を十分取れるのでスープやビール粥として食べられ、また、薬としても使用された。その上、保存に適していたので、冬が厳しいヨーロッパ諸国にとってビール製造は不可欠となっていた¹⁰。また、タキトゥスの『ゲルマニア』にもあるように、ゲルマン民族系の人々にとって飲酒とは食するよりも重要な行為であった¹¹。ビール製造の歴史は、中世初期の修道院から始まり、13・14世紀になりしだいに民衆にも広まった。初期の都市市民のビール製造は主に自家醸酒、自家消費であった。後にハンブルグ市はビール輸出をおこない大きな利益をあげるようになるが、中世初期においては、ビールはまだ各家庭の飲料としてしか用いられていなかった。ビール醸造業の兄弟団が発達しなかった要因は、まさにこの点にある。ビールが自家生産されるということである。つまり中世ハンブルグ市には、ビール市場が存在しなかったのである。各家庭は自分の家族が消費するビールだけを生産し、消費していた。

それでは、13・14世紀のハンブルグには、販売用のビールを醸造する人々は存在しなかったのだろうか。1376年の記録によると、少しの外国商人と手工業者によって、家庭で消費されなかったビールが売られていたとされている（表1を参照）¹²。しかし、彼らはビール醸造職人兄弟団という同職共同体の一員ではなく、個人で製造、販売をおこなっていた。ちなみに、前者のように、海外向けに醸造する者（*tho Zehewarts*）と後者のように内陸向けにビールを少量醸造する者（*binnen landes*）とに区別される。

彼らの販売するビールは、品質のよいハンブルグビールを好んで飲む周辺諸国の人々と、ビール醸造の技術をもちえない農民や都市の貧しい人々によってのみ消費されていた。なぜならば、都市内において、ビールを買うという行為は恥ずべきこととみなされていて、ビールの自家生産が上層市民である証しであったので、一般の市民はビールを購入しようとしなかったからだ。それゆえ、ビール醸造に必要な高価な釜や醸造技術をもっていなか

照。

¹⁰ 阿部「中世ハンブルグのビール醸造業と職人」、341ページ参照。

¹¹ タキトゥス、前掲書、108ページ参照。「ゲルマン人は、調理に手をかけず、調味料も添えずに餓えをいやす。しかし、彼らは渇き（飲酒）に対し手この節制がない」という文章から。

った人たちは、周辺の人たちの釜などを貸してもらい、ビール醸造職人の技術協力を用いてまで、ビールの自主生産にこだわった。彼らは釜を持っている人やビール職人に謝礼として、生産されたビールの一定量を現物支給したり、賃金を支払ったりした。その資金をもとに、釜所有者はより生産性の高い釜を購入し、ビール醸造に特化していくことになる。それにより、ハンブルグのビール生産量は増大していき、15 世紀に向けてビール醸造業は発展していくことになる。

このようにして生産を拡大してきたハンブルグ産ビールは、急速に発展してきた海外貿易の輸出品にもなった。エルベ川の河口で北海のそばであるという水上交通に恵まれた地形を生かし、ハンブルグ商人は自家製の余剰ビールを樽につめ販売した。良品のビールと巧みな商況活動のおかげで、ハンブルグ産ビールは好評を博した。またハンブルグでは、当時としては珍しくホップによるビール生産をおこなっていた。そのため、他地域産ビールとの差別化がおき、人気に拍車をかけた。

こうしてハンブルグ市におけるビール醸造は発展していったが、ビール醸造が明瞭な職業区分としては確立していなかった。いまだにビール醸造は、市民の副業であった。しかし、彼らは醸造の際に守らなければならない決まり事を市の参事会により決められた。たとえば、「釜を持たない市民は市参事会の許可なしにビールを醸造してはならない」や「各醸造人は 20 袋以上の麦芽を粉挽きのところに運んではならない」のように、ビール醸造人の間での競争を抑制する内容であった¹³。このことから、ハンブルグの醸造人は、ツunftとしての共同体にはまだなっていないが、市内での対内的平等の原則に従っていたとことがわかる。

15 世紀に入り、ビール醸造人の立場は大きく変化していく。増大していくビール輸出は、醸造人たちの生産意欲を高め、ついには旧来の慣習を廃止においこんだ。つまり、都市内における対内的平等を守ろうとする市参事会の政策が、醸造人により廃止された。具体的には、当時のハンブルグの市参事会は、ビール輸出拡大の対策として家庭での小規模醸造を廃止し、市が統括した共同醸造所でのみビールの醸造を許可した。市に独占された醸造所のもとで、醸造人たちは半ば官吏という形で働かなければならなかった。しかし輸出に成功し、巨額の富を得たビール醸造人たちは、各自の家を大規模な醸造所にし、市参事会の方針に逆らった。その代わりに、醸造人は租税を納め、市の財政に貢献した。また、ビール醸造には大量の水が必要なので、フレート（水路）沿いの家が醸造所となった。すでに 1381 年の *Burspraken* において、参事会の許可なしに新たな醸造設備のある建物を建てることは禁止されていたので、フレート沿いの家々は、裕福な醸造人により買い占められていくことになる。こうして、醸造人たちは都市の中で重要な地位を占めていくのである¹⁴。

¹² 阿部「中世ハンブルグのビール醸造業と職人」、342 ページ参照。

¹³ 同上、344 ページ参照。

¹⁴ 同上、345 ページ。*Burspraken* とは、市参事会が決定した法をペトロの日（2 月 22 日）に市民全員の前で読みあげた口頭による法の伝達であり、それを集めた資料集のことである。

このようなことを背景として、1465 年の Burspraken により、手工業者は同時に醸造人であってはならないとされ、ここにおいてはじめて、醸造人の社会的地位が確立したのである。

このような中、1447 年にハンブルグのカタリナ教会に「ビール醸造職人のヴィンセンティウス兄弟団」(fratres sancti Vincentii) ができた¹⁵。この兄弟団成立の背景には、醸造職人の地位の向上が見られる。ここで注目すべきなのが、この兄弟団が醸造人ではなく、醸造職人のためということである。この時期に、ビール醸造業においても、親方と職人という階級の区別があらわれはじめた。1549 年の Burspraken の第二項において、一人の醸造人は 4 人以上の醸造職人を抱えてはならないと定められているので、いずれの醸造人も基本的には 4 人の職人を使っていた。そして、この 4 人の醸造職人の中から、マイスタークネヒトと呼ばれる醸造責任者が選ばれる。マイスタークネヒトには、4 人のうち最も経験のある者になり、通常の醸造作業だけでなく、穀物や麦芽の仕入れからビールの最終品質検査までの全工程を管理した。つまり、醸造人は単なる経営者兼販売者にすぎず、本来の醸造の仕事は、マイスタークネヒトとダーレンシュリター (Dahren-Schlutter) とよばれる従弟によっておこなわれていた。このように、ビール醸造業においても、主人と奉公人という身分の違いが出来上がった¹⁶。

それゆえ、両者の間で手工業ツunftにもみられるようなさまざまな問題が生じ始めた。例えば、賃金や労働時間などをめぐっての紛争や、身に覚えのない違法行為や失敗の責任追及とそれに伴う賠償請求（多くの場合は、主人である醸造人の責任転嫁によるものである）などである。こうしたことによる、醸造職人の醸造人への不満や怒りは、ストライキや暴動に発展した。こうした騒ぎをうけて、市参事会と醸造人が講じた手段が、醸造職人の兄弟団結成許可であった。つまり、ヴィンセンティウス兄弟団は、職人たちの不満をそらすための妥協策であった。こうしてようやく、ビール職人による兄弟団が成立するに至ったのである。

3. 兄弟団成立の理論

兄弟団成立の理論の 1 つである領主権理論 (Hofrechtsteorie) は、兄弟団の起源を初期中世のフロンホーフに存在する非自由な手工業者の団体に求めた¹⁷。フロンホーフ内にいた非自由な手工業者たちは、荘園領主の注文を受け、それを生産するだけだった。非自由な手工業者たちには、あらゆる決定権がなかったのである。つまり、自分たちで何を作るか、

る。

¹⁵ 同上、348 ページ。

¹⁶ 同上、349 ページ。

¹⁷ クーリッschel『ヨーロッパ中世経済史』東洋経済新報社、1973 年、295 ページ。フロンホーフ (herrenhof) とは領主館の意味である。同時に領主館を中心に経営される荘園そ

どこに売るかを決めることができなかったのである。もちろん、彼らの労働は、無賃労働であり、フロンホーフ内でおこなえる最低限の生活の保証しかなかった。彼らは、領主から業務内容の種類によって、さまざまな職業部門に分けられていた。例えば、鉄鍛冶、銀細工匠、ろくろ工、大工、紋章工、せっけん製造人、さらにビール醸造工、パン焼き工、漁師、捕鳥者などもいた¹⁸。これらの職業部門には、領主から任命された首長がいた。首長が、部門全体を取り締まる役目を持っていたが、この首長でさえも、ただの非自由な手工業者であった。

しかし、領主がフロンホーフ内の労働を全て必要としなくなったとき、この状況に変化が現れた。どうしてこのような変化が生じたのかというと、商業の発展により、生産物を自主生産して得るだけでなく、購入することができるようになったからであろう。領主は、これまでフロンホーフ内での生産だけに頼ってきた生活必需品を、他の土地からやってくる商人や近郊都市の市場からも手に入れることができはじめた。その結果、フロンホーフ内で生産された生産物があまったのである。フロンホーフの非自由手工業者たちは、領主から余剰生産物を自由に販売する権利をえただけでなく、租税を払いさえすれば、フロンホーフを離れて都市で住むことも許された。都市に移住した非自由手工業者たちが相互扶助を目的として集まったのが兄弟団のはじまりである、というのが領主権理論である。

しかし、ハンプルグビール醸造職人兄弟団の実例を見てみると、領主権理論にいくつかの疑問を感じる。その疑問の一つとして、フロンホーフからやってきた手工業者が、ほんとうにビール醸造を職業としてやっていけたかどうかということである。中世初期のビール醸造は兄弟団を成立できるほどの職業としてみなされていなかったということは、前にも述べた。この当時のビールは自家生産で、ビールに対する都市の市場は閉鎖的だった。このような状況で、ビール醸造職人になることは不可能であっただろう。2 つ目の疑問は、フロンホーフのビール職人が、ビールを醸造する際に必要な多額の費用を持っていたかということである。フロンホーフではビールを醸造する時に必要な大麦や水、釜などの道具類は、すべて領主により集められ所有されていたが、都市に移り住んだ手工業者たちはそれらを集めるだけの費用はなかった。特に、水の調達には苦労したであろう。なぜならば、大量の水を得ることのできるフレート沿いの家は、もともといる都市居住者によって占領されていたからである。最大の疑問は、15 世紀にハンプルグで最初のビール醸造職人兄弟団である「ヴィンセンティウス兄弟団」が成立されたのだが、なぜビール醸造職人兄弟団が一つしか成立されなかったのかということである。この兄弟団が、フロンホーフのビール醸造職人が集まってできたとするならば、各フロンホーフごとに成立されるのではないか。同じフロンホーフ出身者、もしくは近隣のフロンホーフ出身者が集まって、いくつものビール醸造職人兄弟団が出来上がったはずである。つまり兄弟団というものが、フロンホーフでビール醸造に携わった手工業者たちの相互扶助を目的として結集された団体とす

のものをも意味した。

¹⁸ 同上、115 ページ。

るならば、ハンブルグという都市の中に「ヴィンセンティウス兄弟団」のような兄弟団が、他にも存在していたはずである。

ハンブルグビール醸造職人兄弟団の実例から、領主権理論に対する以上のような疑問点が浮かび上がってきた。このような疑問が説明されない限り、領主権理論は兄弟団の成立理論として成り立っていないとおもわれる。

もう 1 つの理論である自由組合理論（Genossenschaftstheorie）の方が、兄弟団成立理論としては妥当である。自由組合理論は兄弟団の成立を、都市にいる自由な手工業者のイニシアティブから起こったとみなしている¹⁹。兄弟団成立の目的は、職業的利益と宗教的利益の 2 つである。兄弟団に加入することによって、一定の収入と冠婚葬祭を行うことができる権利を確保できるのである。これらの利点をえるために、自由な手工業者が自分たちの意思で団結したと考えられる。

ハンブルグビール醸造職人兄弟団の実例を見てみると、この理論が理解しやすいだろう。ビール醸造職人は、雇い主であるビール醸造人が強制する劣悪な労働状況から脱するために、ビール醸造職人の兄弟団を成立しようとした。そのために職人たちは、ストライキや暴動を起こし、ビール醸造人と市参事会に兄弟団成立を許可させたのである。

多くの自由組合理論推進者は、兄弟団を戦士団体（kriegerverbände）と言っている²⁰。つまり兄弟団は、営業が目的だけの団体ではなく、都市の権力者から市民としてのあらゆる権利を勝ち取るために戦う団体であるということである。推進者の 1 人であるシェラーモによれば、兄弟団は主に、自己の裁判権（Gerichtsbarkeit）を獲得しようとした。この考えは、ハンブルグビール醸造職人兄弟団の実例をみると、納得できるだろう。ビール醸造職人は、ビール醸造人の苛酷な労働に立ち向かうことのできる権利を得るために団結した。ビール醸造職人兄弟団の成立には、金銭的な利益はなく、ただ醸造人に団体で対抗する権利を得ただけである。

ハンブルグビール醸造職人兄弟団の実例から、兄弟団の成立理論は自由組合理論の方が一致していると思われる。

おわりに

中世ヨーロッパで成立した兄弟団という団体は、旧体制の継続ではなく、新しい体制から生まれた自発的な団体であることが分かった。つまり都市市民は、兄弟団を成立せざるをえない状態にあったのではなく、成立すべきであると意思決定をし、結集したのである。これまで権力者によって虐げられてきた市民が、自分たちの生活の確保とあらゆる権利を主張するために出来上がったのが、兄弟団である。これは、中世ヨーロッパにおいて、支配者と被支配者との戦いの 1 つの形にすぎない。しかし都市市民が、自分たちの意思で集

¹⁹ 同上、302 ページ。

²⁰ 同上、304 ページ。

まることを決め、自分たちで行動を決めることを可能にした兄弟団の存在は、中世ヨーロッパにおける都市市民の力の増大には不可欠なものである。

ハンブルグビール醸造職人兄弟団は、その強まっていく力の中で団結する権利を得たという実例である。ビール醸造職人は、ハンブルグの市参事会からだけでなく、この当時すでに絶大な権力を持っていた市民層のビール醸造人からも、兄弟団成立の権利をえた。このことは、兄弟団として権利を訴える相手は、支配者だけでなく、市民層の経営者も対象になったということを意味している。つまり、兄弟団はしだいに労働組合的な色合いが強くなっていくということである。

中世初期から後期にかけて、兄弟団は少しずつ変わっていくのだが、全体を通して言えることは、兄弟団の構成員は、自分たちの意思で自分たちの生活をよりよく変えていこうとした。そのために、保護主義政策をとったり、修道女を助けたり、仲間の冠婚葬祭を手伝ったりしたのである。よりよい生活をしたいという願望が、彼らを固い絆で結集させたのだと思う。

表1 13・14世紀のハンブルグで販売用ビールを醸造する人々

販売用ビールを醸造した人々	人数
アムステルダム商人	126 名
フランドル商人	84 名
イングランド商人	35 名
シュタフォーレンの醸造人	55 名
レーディングスマルクトの醸造人	46 名
ノイエ・ベッカーシュトラッセの醸造人	33 名
ヤコビ教区の醸造人	179 名
合計	558 名

出所：阿部「中世ハンブルグのビール醸造業と職人」、342 ページ

参考文献

- 小林良正『西ヨーロッパ封建制の展開（中世篇）』大月書房、1970 年。
- クーリッシェル『ヨーロッパ中世経済史』東洋経済新報社、1973 年。
- クーリッシェル『ヨーロッパ近世経済史』東洋経済新報社、1981 年。
- 林毅『西洋中世自治都市と都市法』敬文堂、1991 年。
- H・ブラニツ『中世ドイツの自治都市』創文社、1982 年。
- 谷和雄『中世都市とギルドー中世における団体形成の諸問題一』刀水書房、1994 年。
- H・ブラニツ『中世都市成立論』未来社、1959 年。
- タキトゥス『ゲルマーニア』岩波書房、1979 年。
- 阿部謹也『刑吏の社会史』中央公論社、1978 年。
- 阿部謹也「中世ハンブルグのビール醸造業と職人」『一橋論叢 83-3』、1980 年。
- 阿部謹也「中世ドイツの *fraternitas exulum*」『一橋論叢 81-3』、1979 年。
- 寺尾誠「都市と農村の抗争の近世的一類型ーザクセンのビール醸造件をめぐってー」『三田学会雑誌 75-3』表 1 13・14 世紀のハンブルグで販売用ビールを醸造する人々
- ヨーロッパ中世史研究会編『西洋中世資料集』東京大学出版会、2000 年。